

投資信託取引に関する書面の電子交付規定

第1条（適用範囲）

この規定は、株式会社 紀陽銀行（以下、当行）が、インターネットを通じて提供する投資信託取引サービス（以下、インターネット取引）において、お客さまへ交付する書面を、紙媒体に代えてインターネットを通じ電磁的方法により交付する場合の取扱いについて定めるものです。以下、この規定において、お客さまがインターネット取引の画面へログインした後に、当行が電磁的方法により所定の書面を交付することを「電子交付」、また電子交付の対象となる書面を「電子交付対象書面」といいます。

第2条（電子交付の内容）

1. 前条に規定する電子交付対象書面は、次の各号に掲げる書面とします。
 - (1) 個人情報の利用目的
 - (2) 証券振替決済口座管理約款
 - (3) 特定口座約款
 - (4) 累積投資約款
 - (5) 投信自動積立取扱約款
 - (6) 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款
 - (7) 投資信託説明書（交付目論見書）及び目論見書補完書面
 - (8) (1) から (7) に該当しない書面のうち、当行が電子交付により提供することを定めたもの
2. 当行は、閲覧ファイル（当行が使用する電子計算機に備えられたファイルで、同時に複数のお客さまの閲覧に供するため記載事項を記録させるファイル。以下、同じ）に記録された記載事項を、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供する方法で、前条に規定する電子交付を行うものとします。
3. お客さまは、前項に規定する電子交付にかかる取引を最後に行った日以後5年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項にかかる苦情の申し出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）は、当該電子交付にかかるファイルの閲覧ができます。ただし、お客さまが当該取引を最後に行った際に電子交付を受けたファイルが、お客さまが閲覧を希望される日において効力を有している最新のものとは異なる場合、当行は、お客さまが、当該最後取引を行った際に電子交付を受けたファイルに対して、常時接続可能な状態を維持させることについては不要である旨の承諾をされたものとして扱わせていただきます。この場合において、お客さまが当該ファイルの閲覧を希望される場合には、閲覧したいファイルを当行までお申し出ください。
4. 電子交付対象書面のファイルへの記録方式はPDF形式とします。

5. お客さまにご用意いただくパーソナル・コンピューターなどの情報演算処理装置等のシステム等においては、次の各号に掲げる機能等を備えていただくものとします。
 - (1) 電子交付対象書面ファイルの記録（保存）に十分な余裕のある容量をもった情報記憶装置を備えていること
 - (2) 最新のPDF閲覧ソフトが利用可能であること
 - (3) インターネットに接続して安定的に通信できるサービス環境下にあること
6. 電子交付対象書面の内容をご確認された際には、当該ファイルをお客さまのパーソナル・コンピューター等に備えられた情報記憶装置に記録（保存）してください。
7. 前項により、電子交付対象書面をお客さまのパーソナル・コンピューター等に備えられた情報記憶装置に記録（保存）いただいた場合でも、電子交付対象書面の内容等が更新された場合には、前項の手順に従い、別途保存してください。

第3条（電子交付の承諾および申込み）

1. お客さまは、インターネット取引の申込みの際に、当行から電子交付を受けることを承諾し、申込みをされたものとします。
2. 電子交付の申込みは第2条第1項に掲げる電子交付対象書面について一括して行うものとします。
3. 当行は、原則として当行所定の手続きにより、お客さまのインターネット取引の申込完了日以降において、インターネット取引において発行する書面について電子交付します。なお、当行都合により、電子交付の開始が申込完了日以降となる場合があります。
4. 電子交付対象書面について、お客さまの請求により電磁的方法によらず紙媒体等で交付する場合には、手数料がかかる場合があります。

第4条（電子交付書面の紙媒体等による交付）

前条の規定にかかわらず、当行の都合により電子交付によらず、紙媒体等による書面で交付させていただく場合があります。

第5条（電子交付の停止）

1. 当行は電子情報処理組織の緊急点検の必要性またはその他の合理的理由に基づき、お客さまにあらかじめ通知をすることなく、電子交付の全部または一部のサービスを停止することがあります。また、法令の変更、監督官庁の指示その他必要な事態が発生した場合には、当行は一旦電子交付を停止し、紙媒体等による書面で交付できるものとします。
2. 当行は、前項にて定める電子交付の停止により生じたお客さまの損害についてその責を負わないものとします。

第6条（その他）

この規定に定めのない事項については、当行所定の「紀陽ダイレクト利用規定」、「証券振替決済口座管理約款」、その他の約款・規定等が適用されるものとします。

第7条（規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上